

## 様々な生きがいを開発する

### ことぶきマスター

去る七月二十七日、甲府市の県農協会館で本年度の「ことぶきマスター」証書・バッジ交付式が行われ、本市からは十三名の方々が出席し、知事から証書とバッジが手渡されました。

「元気な種をまこうじゃないか」

### 敬老の日・老人福祉週間

☆生活・伝承部門(敬称略)  
滝吉谷子(小野)相川信春(鹿留)

(古川渡)小俣章三(上谷三丁目)

寄りの方々が長い人生経験から培つてきた知識や技能、生活の知恵などを生かして社会参加の促進をはかり、多様な生きがいを開発する

ために昭和五十六年度からはじめたものです。

今年度から新たに活躍していただく「ことぶきマスター」は次の方々です。

(夏狩)志村武光(桂町)宮下たえ子(川棚)志村あき(夏狩)伊藤千代(境)

母、または母にかわってその児童を養育している人です。

◇父が死亡した児童

◇父が一定の障害を有する児童

◇父の生死が明らかでない児童

◇父から引き続き一年以上遺棄さ

れる児童

◇父が引き続き一年以上拘禁され

ている児童

◇母が婚姻によらないで懐胎し、

父から認知されていない児童

◇父・母ともに不明である児童

◇父または母の死亡について支給

される公的年金給付を受けるこ

とができる

◆父に支給される公的年金給付の額の加算対象になっている

◆里親に委託されているとき及び児童福祉施設に入所措置されて

いる

◆父と生計を同じくしている

◆母の配偶者(内縁関係も含む)に

## 児童扶養手当制度について

養育されている

母、または養育者が日本国内に住所がない

◆老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる

※昭和六十年八月一日以降に手当の支給用件に該当し、五年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、請求を行うことができないので注意してください。

次の条件にあてはまる十八歳未満の児童(一定の障害を有する場合二十歳未満)を監護している母、または母にかわってその児童

◆父が一定の障害を有する児童

◆父の生死が明らかでない児童

◆父から引き続き一年以上遺棄され

れる児童

◆父が引き続き一年以上拘禁され

ている児童

◆母が婚姻によらないで懐胎し、

父から認知されていない児童

◆父・母ともに不明である児童

◆父または母の死亡について支給

される公的年金給付を受けるこ

とができる

◆父に支給される公的年金給付の額の加算対象になっている

◆里親に委託されているとき及び児童福祉施設に入所措置されて

いる

◆父と生計を同じくしている

◆母の配偶者(内縁関係も含む)に

◆父の配偶者(内縁関係も含む)に

◆父の配偶者(内縁関係も含む)に